



# 商店街のための インボイス制度 入門



## はじめに

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

インボイス…？ よくわからないし、うちには関係ないよ…とお思いの方も多いのではないでしょうか。

インボイスは請求書、領収書、納品書等のことです。事業を行う方はこれらのインボイスを売り先に発行したり、買い先から受け取ることが頻繁ですから多くの事業者の方に関係するものです。

インボイス制度が開始されると、「適格」なインボイスかどうかで消費税の額にも影響が生じますので重要な事項です。

今回、できるだけわかりやすく、皆様に身近に感じていただき、なるべく早めに対策を講じるきっかけになればと思い、本書を制作いたしました。

皆様すべてに当てはまる内容ではないかもしれません、インボイス制度を知る一助となれば幸いです。

まずはご一読いただき、制度の理解からスタートしてください。

## CONTENTS

インボイス制度とは	3
消費税と仕入税額控除	4
インボイス（適格請求書）とは	6
課税事業者と免税事業者	8
免税事業者も登録すべき？	10
インボイス制度への対応方法	12
インボイス制度基本項目チェックシート	14

## インボイス制度とは

インボイス制度とは、正式名称を適格請求書等保存方式といい「消費税の『仕入税額控除』の新しい方式」のことを指します。

インボイス制度は、2023年（令和5年）の10月1日から開始されます。

消費税の納税額を決めるためには、「お客様から預かった消費税（売上）」から、「支払った消費税」を差し引きますが、これまで仕入れ等で支払った消費税を差し引くために保存する請求書等には厳しい制約はありませんでした。しかし、インボイス制度の開始後は、インボイス（適格請求書）と呼ばれる一定の事項が記載された請求書や納品書などの保存が義務付けられます。

このインボイス（適格請求書）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適

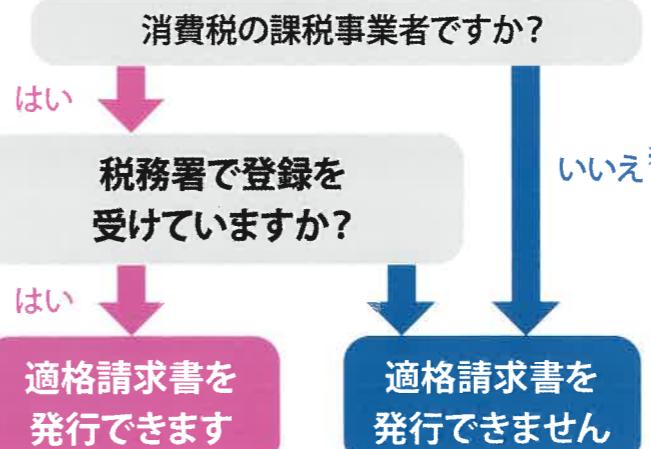
格請求書発行事業者」になるためには、税務署で登録を受ける必要があります。また、免税事業者は登録を受けることができないので、「適格請求書発行事業者」になるには課税事業者となることを選択しなければならず、消費税の申告が必要となります。

インボイス  
???



## Point

- インボイスとは「適格請求書」のこと。
- インボイス制度の正式名称は「適格請求書等保存方式」で、令和5年10月1日から始まります。
- 適格請求書（インボイス）を発行する事業者は税務署に登録しなければなりません。
- 免税事業者のままで適格請求書発行事業者になることはできません。



## インボイス制度で 納税額が変わる?

インボイス制度が開始されると、仕入税額控除を受けるためには、税務署から登録を受けた「適格請求書発行事業者」である仕入先(売り手)から正確な税額など法定事項が明記された「適格請求書(インボイス)」を交付してもらい、保存することが必要になります。(売り手側も適格請求書のコピーを保存しなくてはなりません)

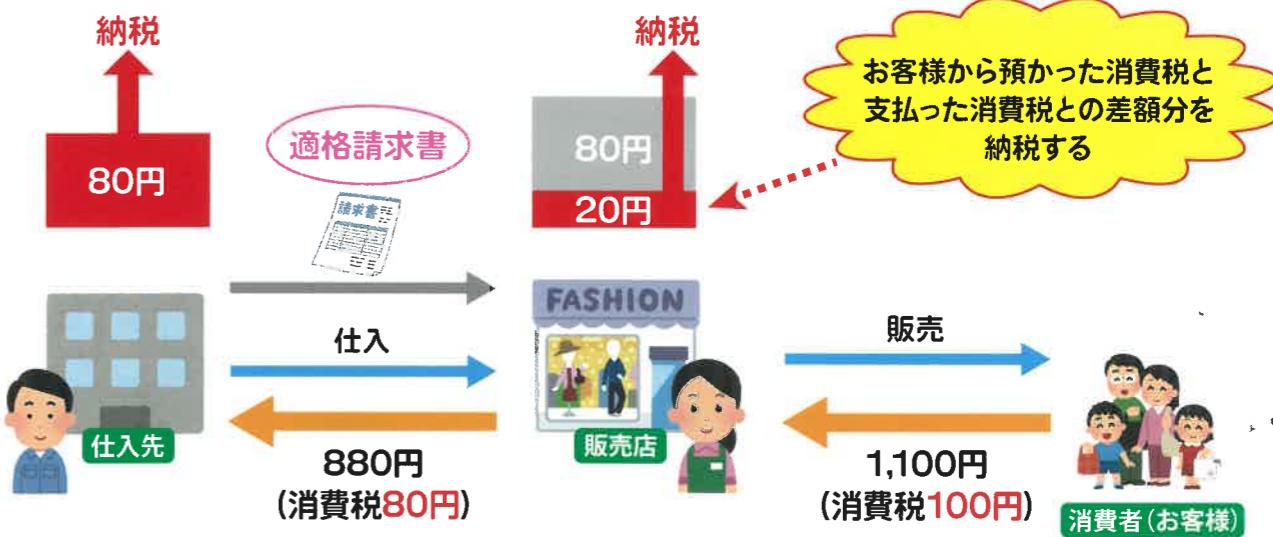
免税事業者は「適格請求書発行事業者」になれま

せんので、インボイス制度は、「消費税を納める必要のない免税事業者から仕入れた場合には仕入税額控除ができない制度」ととらえることができます。※)

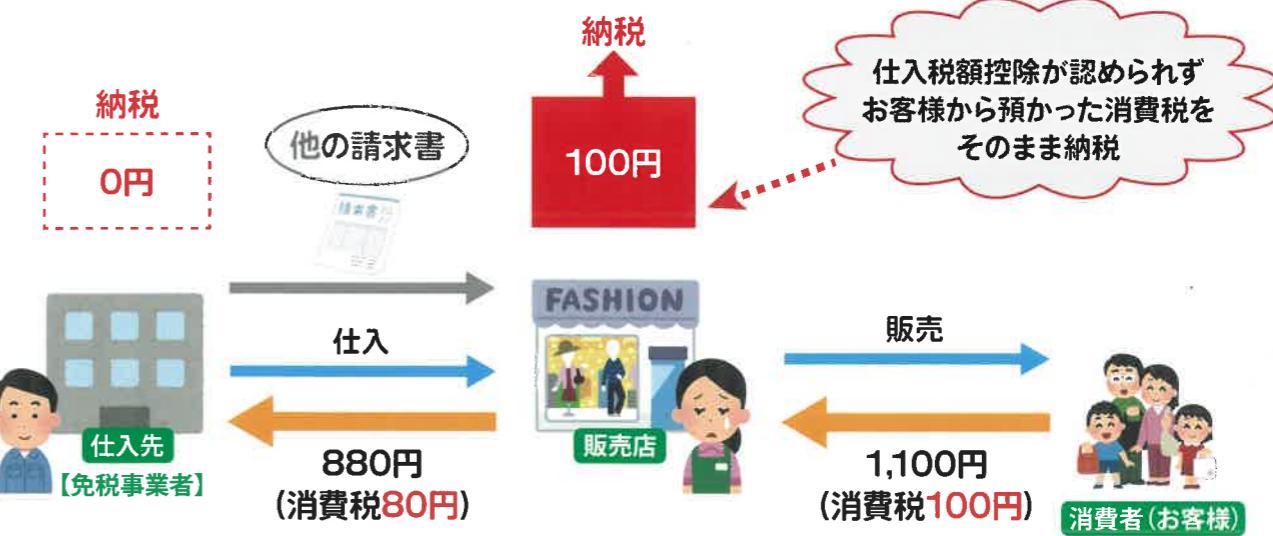
消費税の課税事業者も登録は任意ですが、**登録事業者でない売り手からの請求書では仕入税額控除を受けることができなくなること**から、売り手側は買い手側から「適格請求書発行事業者」への登録を求められる流れになることが予想されます。

(※)免税事業者から仕入れをした場合でも一定の割合について仕入税額控除をすることができる「経過措置」があります。(12頁参照)

### 仕入れ先が適格請求書発行事業者の場合



### 仕入れ先が適格請求書発行事業者ではない場合 免税事業者のケース



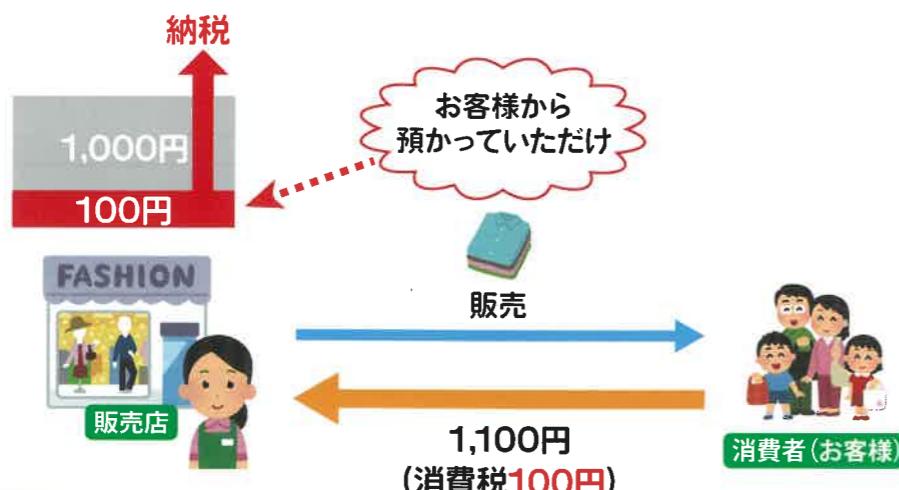
## 消費税と仕入税額控除

仕入税額控除とは、課税事業者が消費税を納税する時に、預かった消費税から仕入にかかった消費税を差し引くことができる制度です。

### 消費税

消費者(お客様)にとって消費税とは、購入額の10%(軽減税率対象の場合8%)を事業者に支払う税金のことです。一方で事業者から見れば、受け取

った消費税は消費者(お客様)の代わりに納税するために預かっているお金ということになります。



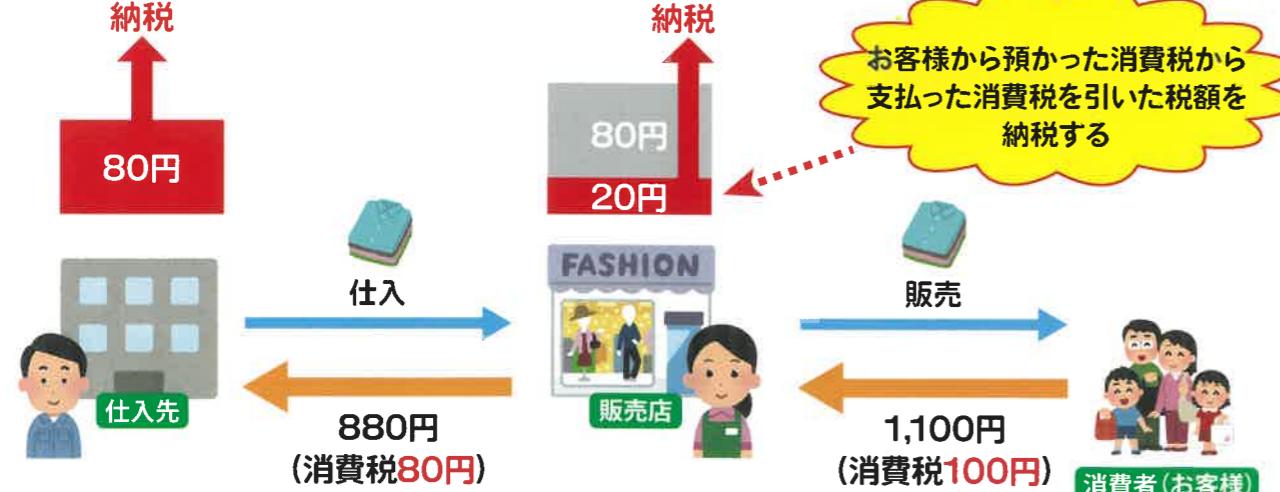
### 仕入税額控除

実際は、この消費者(お客様)から預かった消費税は預かった税額をそのまま納付するのではありません。なぜなら、事業をしていく上ではさまざまな費用がかかり、その都度外部の事業者に対して消費税を支払っているからです。

そのため、原則として預かった消費税から外部に

支払った消費税を引いた差額を納税するのが消費税の仕組みです。

このように、消費税納税額の計算にあたり、外部に支払った消費税を引くことを「仕入税額控除」といいます。つまり、この仕入税額控除が認められるかどうかで、納付税額が大きく異なります。



(注)仕入税額には販売等のために商品等を仕入れるときに支払う消費税の他、家賃、交通費、水道光熱費等の諸経費や設備等の購入にあたって支払う消費税も含まれます。

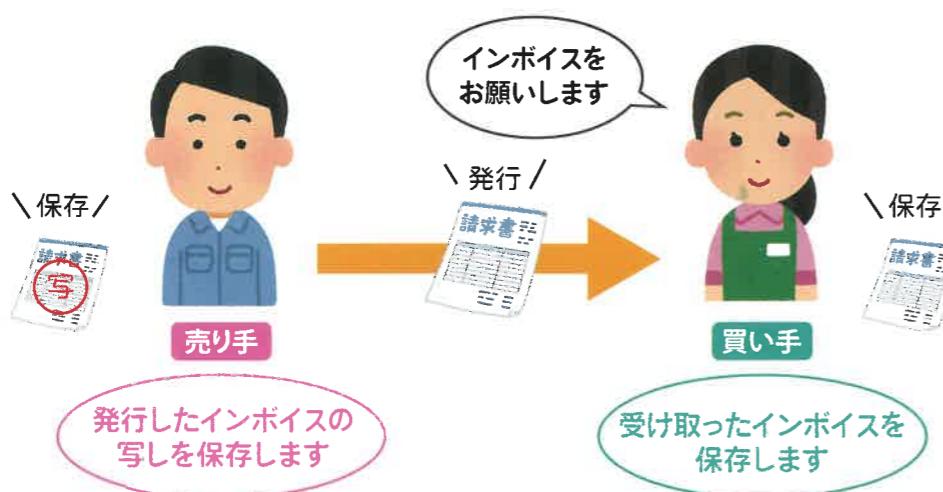
## インボイス(適格請求書)とは

売り手が買い手に対して、適用税率や消費税などを伝えるもので、現行請求書に、  
登録番号、及び税率ごとに区分した消費税額等の追加が必要です。

「インボイス」を日本語になおすと「適格請求書」になります。「適格」となるためには、「法律で定められた事項が、ちゃんと記載されている(=明細ごとに消費税率や税額が明記されている)」ことが必要です。

消費税が10%と8%(食料品など軽減税率)の複数税率になったことで、どの取引にどれだけの消費税が掛かっているのか、売手・買手・税務署の誰が見ても分かるようにすることが、インボイス=適格請求書の条件です。

必要な記載事項が記されていれば、請求書や納品書、領収書、レシート等名称や形式は何でも構いません。様式の決まりはなく、手書きでも大丈夫です。



### Point

#### インボイスとは、具体的にどのようなもの？

- インボイス(適格請求書)にはこれまでの請求書の内容に加え、インボイス発行事業者の登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の記載が必要となります。
- 様式の定めはなく、また手書きであっても、記載事項を満たしたものであればインボイスになります(請求書に限られません)。
- 現行制度の区分記載請求書では、必要な事項が記載されていない場合、受け取った人が追記できましたが、インボイスでは追記ができません。修正したインボイスを再発行してもらう必要があります。

これまでと何が違う？

## 適格請求書の記載事項

どの商品、サービスにどの税率【10% / 8%】が適用され、消費税額等はいくらなのか、  
売り手から買い手に正確に伝える手段としての完成形が「適格請求書」です。

### 適格請求書

#### 軽減税率導入前の記載事項

#### 軽減税率導入後の追加事項 現在 (区分記載請求書)

- ①軽減税率の対象品目である旨
- ②税率ごとに区分して合計した税込対価の額<sup>(注)</sup>

#### 新たに追加される事項 (適格請求書)

- ③税率ごとに区分した消費税額等
- ④適格請求書発行事業者の登録番号

(注)適格請求書では税抜価格でもOKです。

### 適格簡易請求書

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引について、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

#### 適格請求書との違い

- ①お客様の氏名または名称を省略できます。
- ②適用税率または税率ごとに区分した消費税額等のどちらかを記載(右図のように、両方記載しても可)します。

### 請求書

(株)○○販売 御中

令和X年YY月分

●月▲日	商品A	※	6,480 円
●月■日	商品B	※	3,240 円
●月▼日	商品C	①	8,880 円

合計 109,000 円

うち消費税額等 9,000 円

(10%対象 55,000円 うち消費税額等 5,000円)  
(8%対象 54,000円 うち消費税額等 4,000円)

② ③ △△商事(株)

④ 登録番号 T0001234567890

※は軽減税率対象 ①

### 領収書

① △△商事(株)

登録番号 T0001234567890

令和X年YY月ZZ日

●月▲日	商品A	※	1	108 円
●月■日	商品B	※	1	324 円
●月▼日	商品C	1	880 円	合計 1,312 円

(10%対象 880円 うち消費税額等 80 円)  
(8%対象 432円 うち消費税額等 32 円)

② お預かり 1,500 円

お釣り 188 円

※は軽減税率対象

# 課税事業者と免税事業者

事業者には「課税事業者」と「免税事業者」があり、インボイス制度ではこの事業者区分が大きなカギとなります。

## 課税事業者とは

消費税を納税する義務のある事業者（法人・個人を含む）のことをいいます。

事業者は基準期間（法人の場合は前々事業年度、個人の場合は前々年）の課税売上高が1,000万円を超えたとき課税事業者となります。

また、特定期間（法人の場合は原則前事業年度開始以降6ヶ月、個人の場合は前年の1月～6月）の課税売上高が1,000万円を超えた場合（課税売上高に代えて給与支払額の合計で判定することも

可）にも課税事業者となります。法人の内、新設会社については基準期間の売上が当然ゼロですが、資本金が1,000万円以上のときなど特定のケースは免税事業者になれないこととされています。

また、免税事業者も自ら課税事業者を選択する届け出をすることで課税事業者になることができます。

課税事業者は税務署への登録で、適格請求書発行事業者となることができ、インボイス（適格請求書）を発行することができます。

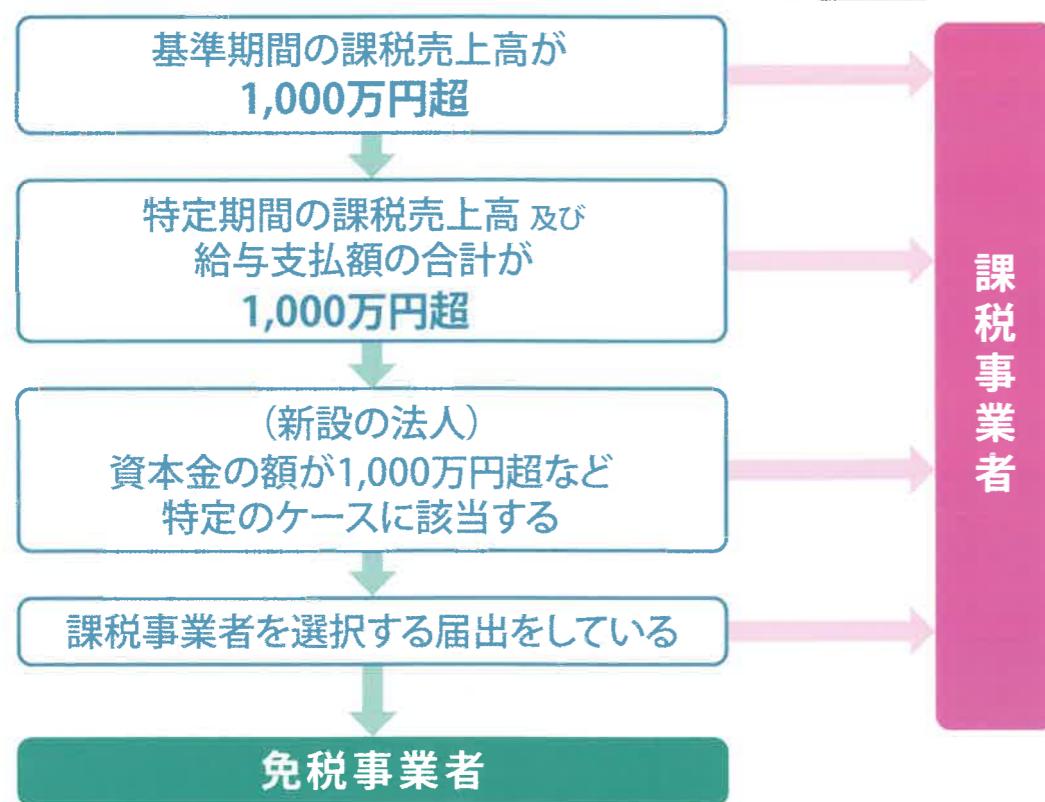
## 免税事業者とは

基準期間の課税売上高が1,000万円以下など、課税事業者に該当しない事業者です。免税事業者（法人・個人を含む）は消費税の納税を行う必要があ

りません。

経理処理も楽で、申告の手間や納税のための資金繰りの心配がないことがメリットといえます。

## 【課税事業者・免税事業者 判定フローチャート<sup>(\*)</sup>】



(\*) 相続で事業を引き継ぐケース、売上5億円以上の法人の特殊関係者による新規設立法人など、ケースとして少ないと思われるものについては、説明を省略しています。

## インボイス制度で 》》 それぞれにどんな影響がある？

### 課税事業者の場合

お客様から求められたら、インボイス（適格請求書）の発行とその発行したインボイスの控えの保存といった2つの義務があります。

仕入先がインボイスを発行しないと、仕入税額控

除ができないため、売上先が次頁で説明する簡易課税の適用を受けていない本則課税の場合には、税負担の増加につながります。

### 免税事業者の場合

免税事業者の場合は、課税事業者のような義務はありません。しかしながら、お客様が課税事業者の場合は注意が必要です。

今まででは、取引先が「免税事業者」であろうと、「課税事業者」であろうと、仕入税額控除ができるので取引先の納税するべき消費税額に影響はありませんでした。

しかし、インボイス制度開始後は、簡易課税でない「課税事業者」が「免税事業者」からの仕入れ時に消費税を支払ったとしても、「免税事業者」は適格請求書を発行できないため、「課税事業者」はその分の消費税額を控除することはできません。

課税事業者であるお客様からすると、仕入税額控除が受けられないということは、納める消費税が多くなるということであり、その分だけ会社の利益が減ってしまうということになります。そのため、課税事業者にモノ・サービスを納めている免税事業者には、下記のような影響が出ると予想されます。

- モノ・サービスの品質や金額が同等であれば、免税事業者よりも課税事業者から仕入れるよう切り替えられてしまう可能性がある
- 仕入税額控除できないので、今まで請求できていた消費税が請求しづらくなる（実質的に売上が10%減少）

### 免税事業者が課税事業者に切り替える ○ メリット・× デミリット

#### 免税事業者のまま

##### メリット

- 消費税を納税する必要がない（事務的な作業の手間がかからない）

##### デミリット

- × これまで請求していた消費税分は請求しづらくなる
- × 取引先（課税事業者）が外注先等の切り替えを検討する可能性がある
- × 課税事業者との取引を新規開拓しようとする際に敬遠されてしまう可能性がある

#### 課税事業者になる

##### メリット

- 課税事業者との取引を新規開拓しようとする際に他の免税事業者との差別化になる

##### デミリット

- × 消費税を申告・納税しなければならない
- × インボイスの管理や消費税処理のための事務作業の手間がかかる



# 免税事業者も登録すべき?

免税事業者は、自社の業績や取引先の状況を踏まえて  
インボイスを導入すべきか否かのどちらかを選択しましょう。

免税事業者は、適格請求書発行事業者となるために課税事業者を選択して消費税の申告・納税を行うことにすると、それとも免税業者のままでいるかを選択しなければなりません。

その場合には顧客が次のいずれかに該当するかを検討することになります。

8頁で消費税の納税に関して事業者には課税事業者と免税事業者があると説明しましたが、課税事業者はさらに「本則課税」の業者と「簡易課税」の業者に分けられます。「本則課税」の場合には、売上に係る消費税を差し引いて納税する消費税を計算します。

$$\text{売上に係る消費税} - \text{仕入に係る消費税(仕入税額控除)} = \text{消費税納税額}$$

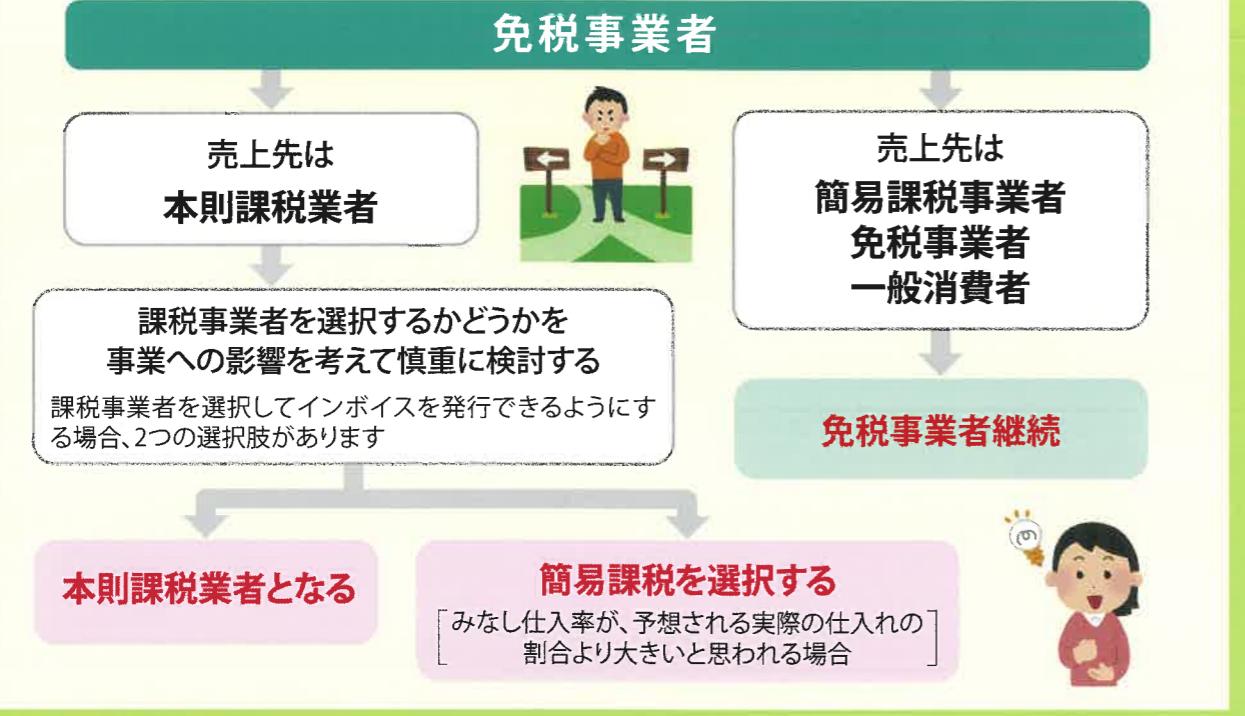
本則課税業者が仕入税額控除を行う場合にはインボイスの保管が必要になるので、取引先が免税業者で適格請求書等発行事業者となれない場合は、仕入税額控除が受けられなくなります。

その結果、免税業者には9頁に記載のような影響が考えられることになります。

「簡易課税」は基準期間(法人の場合は前々事業年度、個人の場合は前々年)の課税売上高が5,000万円以下の場合に実際の仕入れに係る消費税が幾らかに関わらず、業種ごとに定められた「みなし仕入率」を売上に係る消費税に掛けて仕入税額控除の計算を行います(11頁 簡易課税の試算参照)。

簡易課税の場合にはインボイスの保存がなくても売上で預かった消費税で仕入税額控除額が自動的に計算できますので、適格請求書の保存が必要ありません。従って、仕入先が適格請求書等発行事業者でない免税業者でも影響がないことになります。

次に売先が「免税業者」や一般の消費者であれば、そもそも消費税の納税を行わないので、仕入税額控除も関係ありません。



## 判断基準は ▷ 取引先・売上高・納税額

### □ 取引先との関係

取引先やお客様のほとんどがインボイスを必要としない個人や一般消費者及び簡易課税業者なら、インボイスを発行しないデメリットは少ないと考えられます。

しかし、インボイスを必要とする事業者を相手に取引していれば、やはり課税事業者になることを検討する必要があります。

また、これまで免税事業者かどうかは相手には分かりませんでしたが、インボイス導入後はインボイス発行の有無で免税事業者かどうかが相手にもわかりますし、適格請求書発行事業者情報は国税庁の公表サイトで誰でも調べることができます。

する取引先との取引継続、あるいは新規の取引が難しくなる可能性があります。

### □ 売上高の減少

登録事業者とならない場合は、消費税の申告・納税は引き続き免除されますが、仕入税額控除に必要なインボイスを発行できないため、それを必要と

### □ 消費税の納税額

課税事業者になった場合の納税額は、決算書から試算できます。

#### ● 本則課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} - (\text{売上原価} + \text{販管費}) \times \frac{10}{110}$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★の数値が8/108となります。

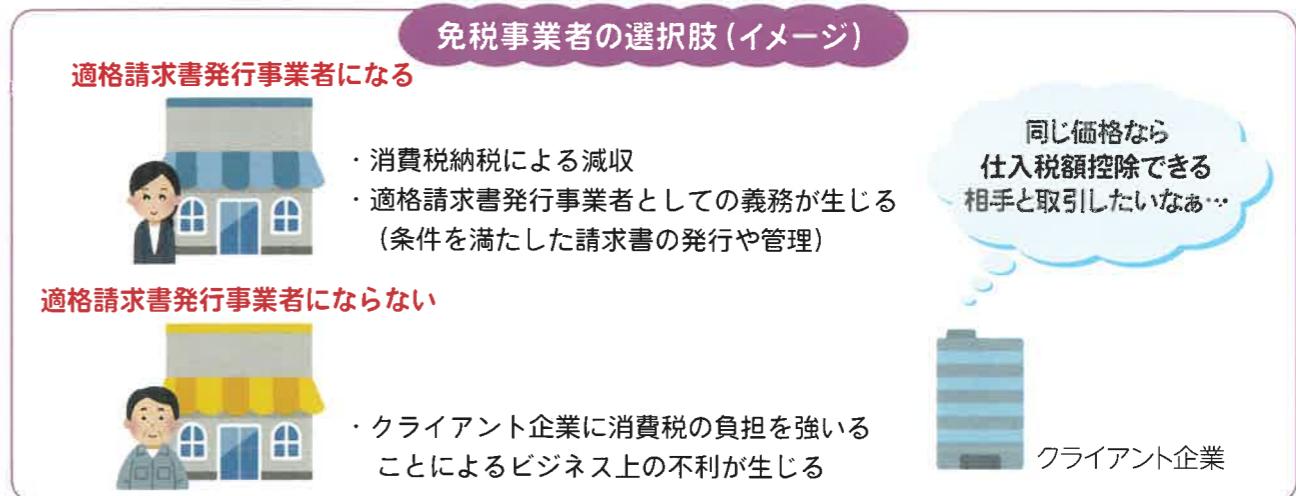
※給料、社会保険料、保険料、租税公課等は非課税です。固定資産となる設備などを購入した時は消費税を払っているので差し引き対象となります。

#### ● 簡易課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} \times (1 - \text{みなし仕入率})$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★が8/108となります。

※みなし仕入率：卸売業:90%、小売業:80%、製造業・建設業等:70%、飲食業等:60%、サービス業:50%、不動産業:40%



# インボイス制度への対応方法

適格請求書発行事業者になるには登録が必要です。インボイス制度が始まる令和5年10月1日に間に合わせるには、原則、令和5年3月31日までに申請手続きが必要です。<sup>(※)</sup>

## 事前に必要な届け出

適格請求書発行事業者になるためには、登録申請書を税務署に提出し、審査を経て登録番号が通知されると、適格請求書発行事業者になります。

また、免税事業者が適格請求書発行事業者の

申請をするには、課税事業者となるための届け出をする必要がありますが、今なら、経過措置により、適格請求書発行事業者に登録するだけで自動的に課税事業者になります。

## 登録の方法

e-TAXを使えば電子申請を行えます。電子申請の場合、本人確認書類の添付を省略でき、また個人事業主はスマートフォンからの申請も可能です。利用可能な場合はぜひe-TAXを利用しましょう。国税庁もe-TAXによる電子申請を推奨しています。

e-TAXを利用しない場合は、申請書を所轄の税

務署へ①直接持参もしくは②郵送して申請できます。申請書の書式は国税庁のWebサイト「適格請求書発行事業者の登録申請手続」からダウンロード可能です。登録申請に手数料等はかかりません。

またはこちらで検索 ↓



▲国税庁サイト

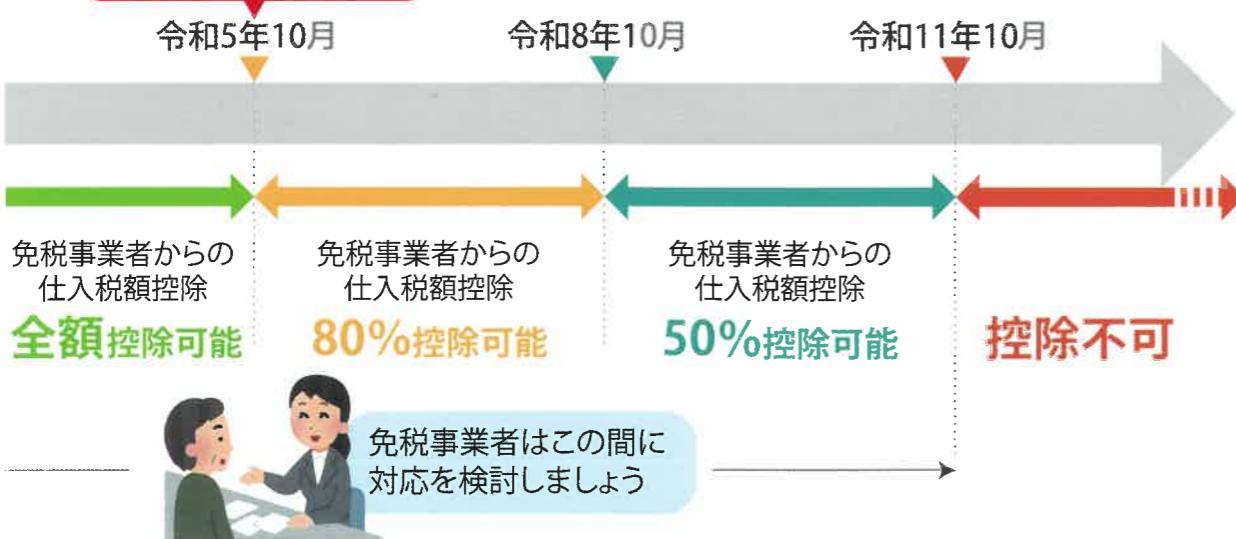
## 適格請求書発行事業者の登録申請



## インボイス制度の経過措置

インボイス制度は事業者にとって大きな変革を迫られるため、政府も慎重な対応をとっていて、令和11年9月末までは、課税事業者が免税事業者から課税仕入れをした場合でも、一定の割合について仕入税額控除することができます(下表参照)。

### インボイス制度スタート



(※)3月31日までに申請できない困難な事情(その程度は問われません)がある場合は、令和5年9月30日までに提出すればよいことになっています。

## 電子インボイス

インボイス制度が導入されると、課税事業者は仕入税額控除を受けるために、仕入れ先から適格請求書等を交付してもらわなければいけません。この書類のやり取りを電子データで行うのが電子インボイス制度です。

電子インボイスは、データ入力の自動化による人為的ミスの防止やデータ改ざんの防止などのメリ

ットが考えられます。

その一方で、電子帳簿保存法に準じた電子インボイスを保存するためのルール作りや、取引先によっては紙による適格請求書も併用しなければならないなどのデメリットも挙げられます。メリットやデメリットを事前に正しく理解したうえで、自社に適した体制構築を柔軟に行いましょう。

## 電子インボイスのメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>必要なデータ入力の自動化が可能となる</li><li>電子証明の活用やファイルのアクセス管理で、データが改ざんされるリスクが低くなる</li><li>紙媒体よりも保管スペースやファイルングの時間が省ける</li><li>テレワークでの対応が簡単</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>電子データ保存のルールを社内で策定・教育する必要がある</li><li>取引先によっては電子インボイスが扱えない場合がある</li></ul>



## 補助金の活用

インボイス導入に伴い、請求書や納品書などを適切に変更する・会計ソフトやレジスターを更新する・現在使用中の販売管理システムをインボイス対応のものに入れ替えるなど、新たな事務設備コスト負担の増加が予測されます。

特に、これまで免税事業者だった場合、課税事業者になることで大きな負担が発生するかもしれません。そうした対応にかかるコストについては、**補助金を活用することで負担を軽減することができます。**

## インボイス制度に対応した補助金は2種類です

### ①小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

小規模事業者の販路開拓等を補助する持続化補助金に「インボイス枠」が設けられました。インボイス発行事業者に転換するときの環境変化への対応を支援する特別枠で、上限額は100万円(補助率2/3)です。



### ②IT導入補助金

インボイス制度の対応を見据えたITツール導入等に対する補助金があります。会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等のITツールには最大350万円(50万円以下は補助率3/4、50~350万円は補助率2/3)、PCやタブレット等は上限10万円(補助率1/2)、レジスターは上限額20万円(補助率1/2)、クラウド利用料は2年分です。※詳しくは中小企業庁サイトなどでご確認ください。



中小企業庁サイト

# インボイス制度基本項目チェックシート

インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたチェックシートです。

## 適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

### 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- ・売上先が一般消費者、免税事業者または簡易課税制度を選択している課税事業者の場合はインボイスを必要としません。



### 登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう

- ・登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、課税事業者として申告が必要となります。
- ・登録を受けない場合、適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます。

### 登録を受ける場合は、登録申請手続をしましょう

## 登録を受ける場合の売手としての事前準備

インボイスを交付する!



### 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認

- ・雑収入等も含め、売上先が事業者である取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認しましょう。
- ・適格請求書は、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- ・都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなどを確認しましょう。

### 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるか検討

- ・適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- ・消費税額に1円未満の端数が生じた場合、端数処理はインボイスの合計で切り上げ、切り捨て、四捨五入などを行います。商品ごとの端数計算はできません。
- ・相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- ・売上先が作成する「仕入明細書」や「支払通知書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要です。
- ・何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう。

### 登録を受けた旨（登録番号）、請求書や領収書等の書類を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて認識を共有しましょう

### 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- ・写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。

- ・売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算があります。経理処理の方法等工夫しましょう。

### 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- ・それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直し検討しましょう。

## 登録を受ける場合の買手としての事前準備 インボイスを受け取る!



### 簡易課税制度を適用しているかを確認しましょう

- ・簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要です（この場合、以下の項目は検討不要）。

### 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討しましょう

- ・継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
- ・3万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もあります。

### 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- ・仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- ・何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておきましょう。
- ・必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。

### 受け取った請求書等が適格請求書かそれ以外かで、保管方法を区別しましょう。

- ・請求書を、登録番号のありなしで区分して管理するようにすることが重要です。
- ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには区分記載請求書の保存が必要ですので、金額集計などを間違なく行う体制が必要です。

### 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- ・仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算があります。
- ・仕入税額控除をうけるためには、取引相手の氏名、取引年月日、取引内容（軽減税率対象取引については軽減税率）、取引に係る税込価格を帳簿に記載する必要があります。



## 商店街のためのインボイス制度入門

2022年12月

発行：東京都商店街振興組合連合会

監修：カーネリアン税理士法人

<https://carn.jp/>

参考

・国税庁 HP

・中小企業庁 HP